別表

北海道	釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青森県	青森労災病院
宮城県	東北労災病院
秋田県	秋田労災病院
福島県	福島労災病院
千葉県	千葉労災病院
東京都	東京労災病院
神奈川県	関東労災病院及び横浜労災病院
富山県	富山労災病院
静岡県	浜松労災病院
愛知県	中部労災病院及び旭労災病院
大阪府	大阪労災病院
兵庫県	関西労災病院及び神戸労災病院
和歌山県	和歌山労災病院
鳥取県	山陰労災病院
岡山県	岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広島県	中国労災病院
山口県	山口労災病院
香川県	香川労災病院
愛媛県	愛媛労災病院
福岡県	九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長崎県	長崎労災病院
熊本県	熊本労災病院

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月７日

福島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間730円」を「１時間741円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月７日

千葉労働局長　山本　靖彦

第４号中「１時間819円」を「１時間829円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月25日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月７日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間795円」を「１時間807円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月13日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月７日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間826円」を「１時間839円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月13日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月７日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間810円」を「１時間823円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月13日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月７日

福岡労働局長　酒光　一章

第４号中「１時間835円」を「１時間848円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月７日

福岡労働局長　酒光　一章

第４号中「１時間793円」を「１時間806円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月７日

福岡労働局長　酒光　一章

第４号中「１時間816円」を「１時間828円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月７日

福岡労働局長　酒光　一章

第４号中「１時間764円」を「１時間775円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月７日

福岡労働局長　酒光　一章

第４号中「１時間807円」を「１時間819円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月10日から効力を生ずる。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月五日（火）

○一般案件（抜粋）

一　平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（決定）（財務・厚生労働・農林水産・経済産業省）

○法律案

一　国家戦略特別区域法案（決定）（内閣官房・内閣府本府・総務・財務省）

一　国家公務員法等の一部を改正する法律案（決定）（内閣官房・内閣府本府・総務省・防衛省）